

# 新型コロナウイルスワクチン接種事務等の特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）（案）の概要について

会津若松市 新型コロナウイルス感染症対策室

## 1. 特定個人情報保護評価の再実施について

特定個人情報保護評価は、個人の権利・利益に与える影響を予測し、漏えいその他の事態発生リスクを分析、リスクを軽減するために適切な措置を講ずることを宣言するものです。

本市では、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する予防接種事務において、特定個人情報ファイル(※1)を取り扱っており、その情報を適切に管理するため、法(※2)に基づき、特定個人情報保護評価書（以下、「評価書」という。）を作成・公表しています。

新型コロナウイルスワクチン接種事務については、既存の予防接種事務の評価書に追記（令和3年4月）したところですが、継続的にリスク対策等の見直しを行うことが求められていることから、実態に照らし見直した結果、新たに作成する評価書が加わったため、特定個人情報保護評価を再実施することとなりました。

つきましては、「特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）（案）」を新たに作成しましたので、その内容について、広く意見を募集します。

※1 個人番号をその内容に含む個人情報ファイル

※2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

## 2. 公表する資料について

特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）（案）

## 3. 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）（案）の概要について

表紙 保護の宣言（P1）、目次（P2）
特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、個人のプライバシーなどの権利利益の保護の宣言について記載したもの。
I 基本情報（P3～P4）
特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容や使用するシステムの機能、他のシステムとの接続について記載したもの。
II 特定個人情報ファイルの概要（P5～P9）
特定個人情報ファイルの情報（記録項目等）や取扱いプロセス（特定個人情報の入手・使用・保管・消去等）、取扱いの委託等について記載したもの。
III リスク対策（P10～P15）
特定個人情報の取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策や監査の有無、従業者に対する教育・啓発等について記載したもの。

#### IV 開示請求、問合せ (P16)

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求や特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ先について記載したもの。

#### V 評価実施手続 (P17)

重点項目評価に係る評価実施の手続き状況について記載したもの。

### 4. 今後のスケジュールについて

- 令和6年1月～2月 パブリックコメントの実施
- 令和6年2月 第三者点検（市情報公開及び個人情報保護審査会）
- 令和6年3月 個人情報保護委員会に提出及び市ホームページ等で公表

### 5. 公表後の対応について

特定個人情報ファイルの取扱いに「重要な変更」を加えようとする場合や、作成する評価書が変更になる場合は、特定個人情報保護評価を再実施します。（その他の軽微な変更が生じた場合を除く。）

また、1年ごとに評価書の記載事項を実態に照らし見直し、5年ごとに再実施します。